

【就学支援金】

生徒の保護者の所得に応じ、授業料相当額を交付する制度です。認定された場合は、授業料を納入する必要はありません。

申請方法や申請書類等の詳細については、6月ごろ(新入生は入学前と6月ごろ)に別途生徒を通じてお知らせしています。

【給付型奨学金】

学校の選択的教育活動に参加するために必要な経費を支援する制度です。

申請方法や申請書類等の詳細については、3月ごろ(新入生は入学前)に別途生徒を通じてお知らせしています。

【多子世帯における都立学校授業料等支援事業】

所得制限により就学支援金の対象外の世帯で、扶養する23歳未満の子が3人以上いる世帯の授業料が半額になる制度です。

申請方法や申請書類等の詳細については、3月と6月ごろ(新入生は入学前と6月ごろ)に別途生徒を通じてお知らせしています。